

平成29年 2月 吉日

お客さま 各位

遠州信用金庫

キャッシュカードによる振込の一部制限について

日頃は遠州信用金庫をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

昨今、キャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導し、預金を振込みさせる「還付金詐欺」等が急増しています。

当金庫では、このような被害を防止するための対策として、下記の通り一部のお客さまについて、キャッシュカードを使用した振込の利用制限を実施させていただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまのうち、ATMでキャッシュカードによる振込を3年以上利用されていないお客さま

2 利用制限内容

キャッシュカードによるATMでの振込ができなくなります。

※キャッシュカードによる「預入れ」や「引出し」は、従来どおりご利用いただけます。

3 開始日

平成29年 3月 1日(水)より

4 その他

対象となるお客さまが、ATMでの振込を希望される場合は、ご本人さま確認のうえ、ご利用いただくことができます。

その際は、運転免許証などご本人さまの確認ができる書類、お届け印、お通帳、キャッシュカードをお持ちのうえ、平日の営業時間内(9時～15時)に、お取引店へご来店ください。

以上